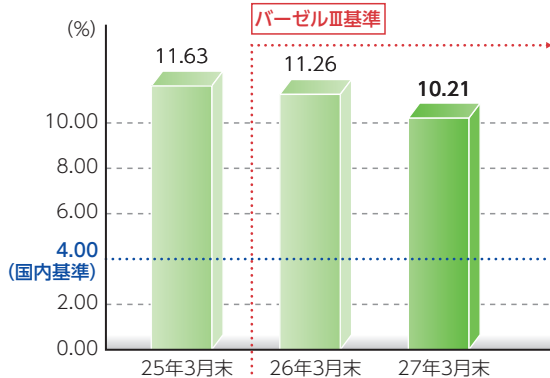


経営の健全性について

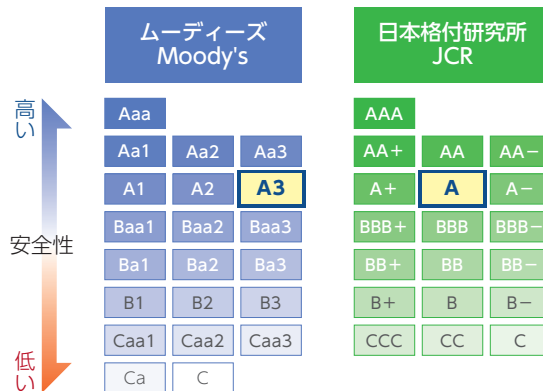
連結自己資本比率の推移

平成26年3月末より適用された自己資本比率規制(バーゼルⅢ、国内基準)に基づく当行の連結自己資本比率は、平成27年3月末現在で10.21%となっており、引き続き十分な水準を確保しております。



格付

当行は、ムーディーズ社 (Moody's) から長期信用格付について「A3」を、日本格付研究所 (JCR) から長期信用発行体格付について「A」の格付を取得し、国内外の格付機関から経営の健全性が評価されています。



(平成27年3月31日現在)

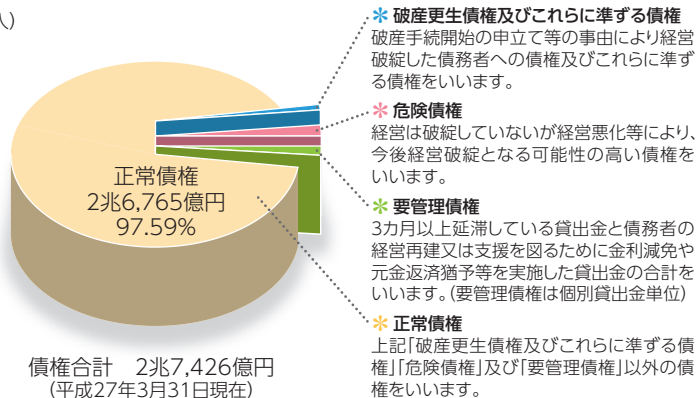
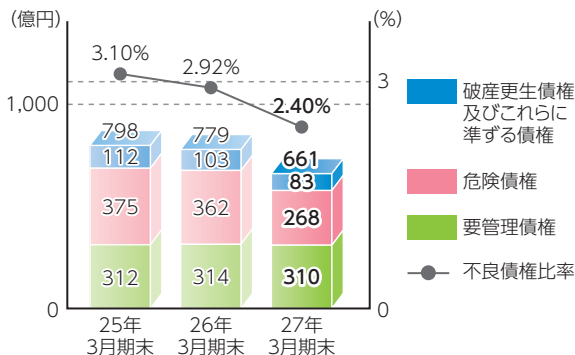
金融再生法開示債権の状況

当期末の金融再生法開示債権ベースの不良債権残高は、前期末比117億60百万円減少し、660億90百万円になりました。また、債権合計に占める不良債権比率は前期末比0.52ポイント低下して、2.40%となりました。

* 金融再生法開示債権とは

金融再生法に基づき、与信額(貸出金・外国為替・支払承諾見返・未収利息・仮払金(貸出金に準ずるもの)及び銀行保証付私募債)を対象とし債務者単位で区分しております。

金融再生法開示債権の推移と対応状況(金額単位未満:四捨五入)



* 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始の申立て等の事由により経営破綻した債務者への債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

* 危険債権
経営は破綻していないが経営悪化等により、今後経営破綻となる可能性の高い債権をいいます。

* 要管理債権
3か月以上延滞している貸出金と債務者の経営再建又は支援を図るために金利減免や元金返済猶予等を実施した貸出金の合計をいいます。(要管理債権は個別貸出金単位)

* 正常債権
上記「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権をいいます。